

支部アスベスト問題学習会開催



地本アスベスト対策委員も参加

6月10日（金）利府コミュニティセンターにおいて、支部アスベスト問題学習会が開催されました。この学習会は地本アスベスト対策委員会からの要請を受けて開催してきたもので、支部独自の開催は三回目を数え、アスベスト問題の重要性を広く組合員に訴えてきました。

学習会では、錦町診療産業医療センター・金田事務長を講師に招き、DVDの上映を行った後に講演を受けました。講演終了後には二名の組合員から質問、アスベスト問題の重要性についての認識が深められました。

開催にあたり、司会の渡辺 一夫（わたなべ かずお）の中でご家族を亡くされた方、支部アスベスト対策委員長から「この大震災により発生したのがれきの中にアスベストが混入・飛散して大きな社会問題になっている。幹総内でも、がれきとなったダクトの継ぎ目にアスベストが使用されていたことが先日明らかになった」と挨拶、支部を代表して庄司委員長は「この震災で、私たちが組合員はもとより新幹線総合車両センターに働く労働者の中には大きな怪我がなかったと聞いているが、震災

の中でご家族を亡くされた方、自宅をなくされた方、数々の被害に遭われた方々がいる。心より支部としてお見舞いを申し上げる。支部として運動の展開が震災のため足踏みを余儀なくされたが、この日に学習会を開催できた。支部としても今後、運動を以前以上に盛り上げていく」と挨拶を行いました。

この学習会には地本アスベスト対策委員会より、地本・中島副委員長、佐藤執行委員並びに内田宮城県支部執行委員も参加しています。

錦町診療産業医療センター 金田事務局長講演

アスベストによって起きる病気をアスベストが原因という因果関係を証明するのが非常に難しい。

石綿により健康被害の特質は、30年から40年、中には10年くらいのもあるが暴露から発症までの潜伏期間が非常に長い。そのため、発症と原因が捉えにくい。

一生の問題だが見逃し・知識の不足で、判定できる医療機関が少なく、職業暴露の他、環境暴露でも発症する。そのため労災の中で救済されず、アスベスト新法が制定された。

石綿による労災認定基準で認定される病気は5つ。石綿肺、肺がん、中皮腫、良性胸膜病変、びまん性胸膜肥厚のみ労災が認められる。認定は、ほとんど医師が保健師関係の立証。その中、中皮腫だけはすぐ労災が認定されるが、発症後5年間の生存率は数パーセントであり、非常に深刻な問題。

ビデオに出ていた方は、錦町診療所において中皮腫が発見されたので厚生病院を紹介し、厚生病院で治療を始めたが、余命1年と言われ、3年頑張り昨年1月になくなった。中皮腫になった段階で、石綿を扱ったことはないかと医療機関ではだいたい聞く。そこから始まると言ってもおかしくない。

逆に石綿を吸って中皮腫になればほぼ労災になると理解してもいいと思う。良性胸膜病変、びまん性胸膜肥厚というのは労災には中々ならない。

厚生労働省のホームページに平成21年度石綿健康被害による給付決定状況を見ることができ、これによると、石綿による肺がんとして申告したの五四〇件で決定件数が五八一件。なぜ多いかという点と前年度の持ち越しがあり、その年に申告したのがその年に決まらず、決定までの時間がかかっているため。肺がんでの決定は五八一件で支給決定件数・労災と認められ

たのは四八〇件、八二・六％。中皮腫は、五七六件の決定件数で、支給決定は五三六件・九四・五％。良性胸膜病変は二五件しか決定されていない。支給決定件数は二四件なので確率は高いが二五件くらいしか申請されていない。

びまん性胸膜肥厚は四四件しか申請されない。申請しづらいというか医師も石綿関連での労災と書きづらい。肺がんとか中皮腫はほぼ間違いのないということである。

統計に出てこない石綿肺というのが、これは塵肺の中にくくられるので、統計上の石綿関連疾患の申請決定件数に出てこない矛盾もある。

労災と認められるのはこの5つの病名で、中でも肺がんと中皮腫は多くを占める。石綿肺のみで、早い段階で発見されれば助命期間が長い。

健康診断の重要性では、検診と対象と実施時期はきちんと守られているか。厚生労働省のホームページによると、検診の対象は、石綿等取り扱いまたは常に研究のため製造する業務に従事する労働者JRに働いている皆さんもこれに該当するので石綿健康診断を受診している方が非常に多い。過去において、事業所で石綿等の製造または取り扱いに常時従事したことのある労働者という言い方をしている。

更に平成21年4月に直接触っている、扱っている方、その周辺で石綿の粉塵を発生させる業務・周辺業務に従事する、従事したこと

のある方が追加された。
具体的にJ.Rの皆さんは、法の基準に沿って石綿健康診断を行われているかがポイントになる。検診の実施時期について雇い入れ時、または当該業務への採用・配置換えの際、石綿に触れることが前提の場合は、雇い入れ時の健康診断として実施しなければならぬ。定期健康診断を6ヶ月に一度・半年に一度受診させなければならぬ。これは、法の事業主の責任となる。これがきちんと守られているかどうか。

それに関連して、石綿に触れる作業が石綿にさらされていたの作業が石綿にさらされていたのか分からないという相談もある。胸膜肥厚がレントゲンで見つかり、胸膜肥厚は石綿を吸い込んだことによって発症する特徴的な物と言われているので、それを見つけた段階で「石綿を扱う仕事をしていませんでしたか」というのでは聞かなく、すぐには出てこない。ではどのような仕事なのかを厚生労働省のホームページに写真付きで記載されている。ぜひ時間があればアクセスして、自分が従事していた業務に近いところ等見てほしい。
それと石綿製品例について、司会から話があった震災時に落下したダクトの部品の一部に石綿が使用されていたのではとあったが、これは石綿パッキンに該当するのかもしれない。これも厚生労働省のホームページにアクセスして確認してほしい。

現役労働者には、労働組合は健康診断を受診するようにしたらきかけを行ってほしい。しかし問題は、退職、離職した後。ここで健康管理手帳ということになる。

厚生労働省のホームページによると石綿に関する健康管理手帳の交付は、重度の健康障害を発生させる業務のうち、一定の業務に従事し一定の要件に該当する方は、離職の際、または離職の後に、事務局が都道府県労働局長に申請し審査を受けた上で健康管理手帳が交付されるとある。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回、現役と同じように健康診断を無料で受診できる。離職する際、定年または定年前に辞めたとしても、申請して石綿の健康管理手帳の交付を受けてほしい。交付を受けておけば、年2回案内が届く。

どこでも受診できるとはなっていない。県内で石綿の健康診断を受診できるのは、東北労災病院と坂病院の2カ所のみ。県によってばらつきがあるが、宮城県では2カ所。



石綿による健康障害のいろいろ
錦町診療所ホームページより

健康管理手帳の交付要件はあるが、J.Rに働いている方で現役時代に石綿健康診断を受診していれば、間違いなく退職する際に会社に申請手続きをサポートしてもらうよう話をした方がいいと思う。自分でも申請できるが、申請する際必ず会社の証明がいる。

20年30年経って発症、発症しない人もいるが、発症の際には職歴、暴露歴の証明に有効。
ビデオに出てきた方のように、自分がどこでいつまで働いて、

そこで石綿を使っていたことを証明するのは本当に大変。特に出稼ぎをしていた方。J.Rに働く人たちは、間違いなく証明をもらって退職することをしてもらえればいいと思う。健康管理手帳には職歴等も記載されているので、発症して労災申請したときも有効。

厚生労働省はそれとこれは別とは言っているが、いったんは証明されているので、ないよりはまし。

労働組合の活動に期待することは、退職した際に自分で申請するからいいとしても会社から証明を受けなければならぬので、会社側の退職時の手続きの一つとして行うよう会社に要請を行うことを組合として意識付けして取り組んでほしい。

退職者やOBの方の対応もお願いしたいと思う。アスベストの怖さとして健康管理手帳という制度があるので利用してほしい。

定期大会日程



- ◇2011年度定期全国大会
2011年7月28日（木）～29日（金）
- ◇2011年度定期東日本本部大会
2011年9月6日（火）～7日（水）
- ◇第66回定期地方大会
2011年10月2日（日）～3日（月）

国労東日本本部 組織拡大標語募集

組合員各位に応募用紙を
配布しています。
多くの投稿をお待ちしています。